

令和4年度第1回福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

「意見収集書」取りまとめ及び回答表

	委員からの御意見	事務局回答
1	<p>法75条5項に規定する「登録簿の作成・公表」は規定しないという点について、1000件未満の個人情報ファイルは広域連合には存在しないと考えてよろしいでしょうか（1000件未満の個人情報ファイルが存在すれば登録簿を作成したほうが良いと思うのですが。福岡県はそのようなファイルも存在し得るとして規定しました。）。</p>	<p>広域連合が担う後期高齢者医療制度において取扱う個人情報の対象は被保険者となり、福岡県におけるその人数は数十万人に及んでおり、1000件未満の個人情報ファイルは存在しません。また、今後も発生する見込みはありません。</p> <p>現在の広域連合における個人情報ファイルは次の3つのみであり、個人情報ファイル簿で十分管理ができると判断しています。</p> <p>①「被保険者の資格・賦課・収納等に関する情報」                  ②「被保険者の給付に関する情報」                  ③「被保険者の保健事業に関する情報」</p>
2	<p>法78条2項に規定する情報公開条例との整合性については規定しないという点について、情報公開条例7条1号エでは、公務員の「氏名」も開示されることになっていますが、法では「職」までの開示にとどまっておりますが、どのように考えておられるでしょうか（福岡県は職員の氏名は「職員録」の販売等により公にされている状況から法78条1項2号イの慣行公情報として取り扱うことが可能として規定しませんでした。）</p>	<p>公務員の「氏名」について、情報公開条例との整合性から公表対象とする規定を追加します。また、情報公開条例において、公務員の「氏名」等を公表することで当該公務員の権利利益を害する場合は公表対象としない旨の除外規定が設けられていなかったため、新たに規定を追加します。</p> <p>(修正資料①②)</p>
3	<p>法129条に規定する審議会への諮問は規定しないという点について、「特に必要であると認められる場合」として、施行条例の改正など個人情報保護制度に関する重要事項を諮問できるとする必要はないのでしょうか（福岡県はこの旨を施行条例に規定しました）。</p>	<p>「議会個人情報保護条例」では審査会への諮問規定が設けられているため、同条例と同様の規定を「個人情報保護法施行条例」に追加します。</p> <p>(修正資料①)</p> <p>また、「情報公開条例」にも上記2条例と同様の規定を新たに追加し、「審査会条例」における所掌事務で整合性が保てるようにします。</p> <p>(修正資料②③)</p>

4	<p>個人情報保護法施行条例における「行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料」について、後期高齢者医療広域連合の場合は同加工情報の利用提案募集が義務付けられていないこと、及び当広域連合では提案募集の予定がないことから、「規定しない」ことには合理的な理由があると認められる。</p> <p>しかし、今後益々進むと思われる高齢化に伴い、医療機関における限られた医療資源の有効活用による良質な高齢者医療の提供のためのデータが必要となる可能性がある。弊職は専門家ではないため将来にわたる「匿名加工情報」の必要性は判断できないが、医師会、あるいは大病院等からの必要性に関する聞き取り等により、当広域連合においても「同加工情報の利用提案募集」の検討を行ってもよいのではと思われる。</p>	<p>「匿名加工情報」の取扱い等については、他の広域連合の動向などを参考にしながら今後の課題としたいと考えています。</p>
5	<p>個人情報保護法等施行細則第9条（電磁的記録の開示方法）（3）号のエ について、電磁的記録を複写する電磁的記録媒体として、CD-R、DVD-R が挙げられているが、別表（第10条関係）には、「フロッピーディスク」が残っており、「DVD-R」が挙げられていない。</p>	<p>「個人情報保護法等施行細則」の別表について、必要な修正をします。（修正資料④）</p> <p>また、「情報公開条例施行規則」の別表についても同様の修正をします。 （修正資料⑤）</p>

※個人情報保護法施行条例の附則に設けている罰則規定について、検察庁との協議の結果、一部文言を修正しています。（修正資料①）